

議案第3号

訴訟上の和解について（損害賠償請求事件）

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、訴訟上の和解につき、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

富田林市長 吉村 善美

記

事 件 名	大阪地方裁判所 平成30年（ワ）第3751号 損害賠償請求事件
当 事 者	原 告 **** **** **** 被 告 富田林市
事件概要	原告らは、*****元原告（****）の法定代理人親権者である。元原告は、*****に在籍していたが、*****の障害を有しており、日常、電動車椅子を利用していた。 平成26年5月7日13時30分ころ、元原告が運動場に出る際、元原告と*****の訴外児童の行為により、車椅子が転倒し、傷害を負ったとして、本市に対し、国家賠償法に基づき、合計1億352万6566円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、平成30年4月27日、大阪地方裁判所に対し、訴えの提起を行ったが、この度、同裁判所から、和解案が示されたため、これに応じようとするもの。
和解条項	1 被告は、原告らに対して、本件事故による解決金として金500万円の支払い義務があることを認める。 2 原告らは、被告に対し、前項の支払いを、原告らが独立行政法人日本スポーツ振興センターより*****についての障害見舞金（以下「本件障害見舞金」という）の支給を受ける日

又は不支給の決定がなされる日まで猶予する。

- 3 原告らは、本件障害見舞金の支給を受けたとき又は不支給の決定がなされたときには、速やかに被告に対して書面で通知するとともに独立行政法人日本スポーツ振興センターの決定書の写しを交付する。
- 4 原告らは、本件障害見舞金の支給に関する手続きに関して、独立行政法人日本スポーツ振興センターが追加の資料提出を求めた場合には、速やかに提出するとともに、必要な事実調査に誠実に協力することを約する。
- 5 本和解成立日から1年を経過しても本件障害見舞金が支給されない場合には、同障害見舞金は支給されないものとみなす。
- 6 原告らが、本件障害見舞金の支給を受けた場合には、原告らは被告に対し、同支給額相当額についてその支払いを免除し、被告は原告らに対し、第1項の金500万円から同支給相当額を控除した残額を支払うものとし、本件障害見舞金の不支給の決定がなされた場合及び前項によって本件障害見舞金が不支給とみなされた場合には、第1項の金500万円を支払うものとする。
- 7 (1) 原告らが本件障害見舞金の支給を受けた場合には、被告は、原告らに対し、金500万円から同支給相当額を控除した残額を、第3項の通知を受けた日から1か月以内に、原告らの指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は原告らの負担とする。
(2) 本件障害見舞金の不支給の決定がなされた場合には、被告は、原告らに対し、金500万円を、第3項の通知を受けた日から1か月以内に、原告らの指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は原告らの負担とする。
(3) 第5項によって、本件障害見舞金が支給されないものとみなされた場合には、被告は、原告らに対し、金500万円を、本和解成立日から1年を経過した日である令和3年●月●日の1か月以内に、原告らの指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は原告らの負担とする。

- 8 原告らは、被告から前項（3）の支払いを受けた後に、本件障害見舞金の支給を受けた場合には、被告に対し、支給を受けたこと及び支給額を書面で通知した上で、支給額相当額を、支給を受けた日から1か月以内に、被告の指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は原告らの負担とする。
- 9 原告らはその余の請求を放棄する。
- 10 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は各自の負担とする。